

第21回臨時会

南部町議会会議録

平成21年 4 月27日 開会
平成21年 4 月27日 閉会

南部町議会

第21回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（4月27日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	5
○ 提出議案提案理由の説明	6
○ 報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○ 報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○ 報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○ 報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○ 報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○ 報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○ 報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○ 報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○ 報告第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○ 報告第10号の上程、説明、質疑	29
○ 報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑	30
○ 議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○ 議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○ 閉会の宣告	36

○署名議員	39
-------------	----

第21回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年4月27日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 8 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第 10 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第8号 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第9号 指定管理者の指定について（南部町名川りんご集出荷貯蔵センター）
- 第 14 報告第10号 平成20年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 15 報告第11号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

第 16 報告第12号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

第 17 議案第57号 工事請負契約の締結について（南部町立向小学校屋内運動場耐震改修工事）

第 18 議案第58号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 館 茂 好 君	商工観光課長	大久保 均 君

建設課長	西野耕太郎君	市場長	佐々木博美君
教育長	角濱清輝君	学務課長	庭田卓夫君
社会教育課長	工藤重行君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花和則	主幹	板垣悦子
主事	秋葉真悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第21回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時06分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第21回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して協議をいたしました。決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案14件でございます。よって、本臨時会の会期は本日4月27日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

○12番（立花寛子君） 議長、議長。議会運営上、発言をお認めくださいませ。議会運営委員会では議案の提出なども審議し、事前に配布することが道理ではないかと思いますが、このように当日配布されていることに対して、議会運営委員長はどのように考えておられるのか、質問したいと思います。議案の事前配布をするように要求したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 今、立花君から質問がありましたけども、議案配布は臨時議会の場合はその前に配布することはやっておりませんので、ご了解願いたいと思います。

○12番（立花寛子君） 改善をよろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 後ほど、それは検討いたします。議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番根市勲君、5番松本陽一君を指名いたします。

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日4月27日、1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案14件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第21回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、春の連休前の何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明の前に、このたびの定額給付金について報告させていただきます。定額給付金に関する予算につきましては、去る3月の定例会へ提案し原案どおり可決いただき、町としましては、ゆとりあに定額給付金対策室を設置し、支給に向けた事務を進めてまいりました。3月下旬には町内全世帯へ申請書類を送付し、去る4月5日から申請受付事務を開始いたしました。受付に当たっては、町民の皆様が申請しやすいよう、受付初日は町内会館等34カ所に受付会場を設け、職員が出向き集中受付を行いました。その結果、これまでに約9割の世帯から申請を受け、本日27日に第1回目の振り込み等が行われたところであります。また、本日の定額給付金の交付に合わせ、町商工会ではプレミアム商品券の販売も開始されるところであり、町内の景気回復へ向けた効果が期待されているところであります。町民の皆様には、この定額給付金を地域経済の活性化に有効に活用していただきますようお願い申し上げますとともに、平成21年度の景気対策関連の各種事業の推進に対し、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

さて、本臨時会に提出いたしました案件は、補正予算及び条例改正の専決処分並びに繰越計算書についてなど報告事項が12件の他、議案としまして契約の締結及び平成21年度一般会計補正予算の2件を提出しております。臨時議会としては、付議事項が14件と多数の項目となっておりますが、順にご説明申し上げ審議の参考に供したいと存じます。

まず、専決処分の報告及び承認を求める事項としまして、報告第1号、平成20年度南部町営地

方卸売市場特別会計補正予算（第3号）についてであります。受託販売額が見込みより伸び、規定予算では販売代金に不足を生じるため、受託販売額を歳入歳出共に1,500万円追加したほか、手数料収入として105万円を歳入に追加し、同額を予備費として歳出に計上し、予算の総額を27億8,329万5,000円とすることについて専決処分したものであります。

報告第2号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてであります。特別交付税、国庫支出金、地方消費税交付金及び市町村たばこ税等の収入金額が確定したことにより、地域活性化生活対策臨時交付金事業として公共施設解体事業費を計上したほか、各特別会計に対する繰入金等補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万4,000円を追加し、予算の総額を112億35万2,000円とすることについて専決処分したものであります。

報告第3号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。平成20年度分の医療費等の財源となる国、県補助金、交付金等の金額が確定したことにより、基金、積立金等を補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,947万7,000円を追加し、予算の総額を29億2,314万8,000円とすることについて専決処分したものであります。

報告第4号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に変更はありませんが、平成20年度分の老人医療費の財源となる国、県負担金等の金額が確定したことにより、一般会計からの繰入金を減額補正するため専決処分したものであります。

報告第5号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。予算の総額に変更はありませんが、平成20年度分の医療費の財源となる国庫補助金等の金額が確定したことにより、一般会計からの繰入金を減額補正するため専決処分したものであります。

報告第6号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定及び報告第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成21年3月31日に交付され、一部が平成21年4月1日から施行されることに伴い条例を改正する必要が生じたため専決処分したものであります。

報告第8号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成21年3月31日に交付され平成21年4月1日から施行さ

れることに伴い条例を改正する必要性が生じたため専決処分したものであります。

報告第9号、指定管理者の指定についてであります。南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの指定管理者となっていた南部町名川りんご集出荷貯蔵センター管理組合が農協合併により、平成21年3月31日をもって解散したことに伴い、平成21年4月1日から新たに八戸農業協同組合を指定管理者とするため専決処分したものであります。

以上の専決処分の報告9件につきましては、地方自治法に基づき、議会へ報告させていただくと共に、ご承認を賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第10号、平成20年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書から報告第12号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてであります。繰越明許費及び継続費について、繰越計算書を調製したため、法令に基づき報告するものであります。

次に、議案第57号、工事請負契約の締結についてであります。南部町立向小学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。先ほど定額給付金の報告でもふれましたプレミアム商品券につきましては、当初予算で、2,000円の割り増しを1,000セット分200万円を計上しておりましたが、町及び商工会への問い合わせが予想以上に多く、商品券の売れ行きが予想されることから、さらに1,000セット分の追加発行のため、費用として200万円を追加し、予算の総額を95億6,200万円とするものであります。

以上が本臨時会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第1号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（佐々木博美君） 報告第１号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。内容につきましては、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第３号）、地方自治法第179条第１項の規定により、平成21年３月30日付けで専決処分したもので、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものでございます。処分の理由でございますが、市場取り扱い高の増に伴い、受託販売代金の支払いに不足が生ずる恐れがありましたので、補正に急を要したため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものであります。年度末になりまして、りんごの安値傾向の中にあって、生食用りんごの出荷量が増加してきたことから、単価の上昇がみられ、販売額が押し上げられたことが要因となっております。

２ページをお開き願います。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,605万円を追加し、予算の総額を27億8,329万5,000円としたものでございます。

５ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の取引売買に関する事業勘定の１款１項受託金１目受託販売収入に1,500万円を追加し、25億1,500万1,000円としております。買受人から納入していただく買受代金でございます。市場の業務運営に関する業務勘定の１款２項手数料１目受託販売手数料に105万円を追加し、１億7,480万円としたものでございます。出荷された方からいただいております受託販売額の７％の手数料でございます。

６ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定１款１項受託費１目の受託販売代金に1,500万円を追加し、25億1,500万円としております。これは、出荷された方へ支払う販売代金でございます。業務勘定３款１項１目予備費に105万円を追加し、歳入歳出の調整を図っております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案どおり承認されました。

.....

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてでございますが、7ページでございます。すみません。次の8ページをお開きください。

専決処分第2号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第6号）でございますが、平成20年度南部町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万4,000円を追加し、予算の総額を112億35万2,000円とするものでございます。第2条と第3条はそれぞれ繰越明許費と地方債の補正でございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、20ページをお開きください。

まず、2款総務費1項総務管理費10目地域交通対策費であります。青い森鉄道の青森延伸に向けた青い森鉄道の増資分が確定し、70万円を減額するものでございます。また、財源につきましても、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業交付金を1,510万円充当することとし、一般財源を1,580万円減額するものでございます。次に、26目地域活性化・生活対策臨時交付金事業の13委託料ですが、町民体育館の耐震診断事業を行うため、設計・監理委託料761万5,000円。剣吉小学校の老朽化した特別教室の解体工事費として、1,500万円を追加したものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費2目住民生活費であります。国民健康保険特別会計への国保財政安定化支援分として、基準に基づき986万円を繰り出すものでございます。次に、3目老

人福祉費でございますが、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計へ繰出金について、事業が確定したことにより、合わせて2,014万5,000円を減額するものでございます。次に、同じく民生費の保育所費でございますが、町外への保育所へ入所している分について、広域入所運営委託料として662万円を追加したものでございます。

次に、4款衛生費2項清掃費ですが、環境整備事務組合の事業が確定したことに伴い、375万5,000円を減額するものでございます。

次に、10款教育費7項給食センター費であります。学校給食センターの整備に係る国庫補助金が確定したため財源内訳を補正したもので、国庫支出金を1億501万6,000円減額し、地方債と一般財源をそれぞれ減額したものでございます。

次に、歳入であります。16ページをお開きください。1款町税1項町民税であります。決算見込みに基づき現年度分、滞納繰越分それぞれ調整し、個人法人合わせて1,362万円を減額するものでございます。次に、2項固定資産税ですが、総務大臣配分の償却資産新幹線分でございますが、これが確定したことにより、現年度分として500万円を追加するものであります。次に、3項軽自動車税ですが、軽自動車の登録台数が増加したことに伴い、124万5,000円を追加とするものでございます。次に、4項市町村たばこ税でございますが、販売本数が当初見込みより落ち込むものと予想されたことから、1,597万4,000円を減額するものでございます。

次に、2款地方譲与税から7款自動車取得税交付金につきましては、それぞれ算定の基礎となる額が確定したことに伴い、3款の利子割交付金を除き減額補正となるものでございます。

次に、9款地方交付税であります。地方特別交付税につきましては、当初計上額は4億5,000万円でありましたが、先般、当町の特別交付税決定額が6億2,087万9,000円と示されたところであり、今回、当初の差額1億7,087万9,000円を追加補正するものでございます。

次に、13款国庫支出金2項国庫補助金4目の教育費国庫補助金でございますが、本来の基準額に対し、今回の経済対策に鑑み、文科省の補助枠が広がったことに伴い、学校給食施設の整備事業交付金が1億501万6,000円、向小学校の耐震改修を行う安全安心な学校づくり交付金2,261万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、17款繰入金2項基金繰入金につきましては、特別交付税の増額により、財政調整基金、減債基金合わせて1億4,275万4,000円を減額し、とりわけ一般財源に充当してありました財政調整基金につきましては、20年度については取り崩しをしないとしたものでございます。

次に、19款諸収入5項雑入でございますが、歳出でもご説明申し上げましたが、青い森鉄道の青森延伸に伴う資本金増資分に対し、その金額1,510万円が原子燃料サイクル事業推進特別対策

事業の特別枠として交付されたものでございます。

次に、20款町債であります。学校給食センター建設に係る国庫補助金が増額になったことから起債充当分の合併特例債を9,980万円減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございますが、定額給付金交付事業並びに子育て応援特別手当給付事業につきましては、通信運搬費やシステム開発分などについて3月補正後の額に追加して繰り越すこととし、また、地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、今回の専決で追加補正した分を合わせて全額繰り越すものとしたもので3件分の合計といたしまして、7億8,481万9,000円となったものでございます。

次に13ページでございますが、第3表、地方債補正でございますが、給食センター整備につきまして、歳入歳出の補正でもご説明申し上げましたが、国庫補助金が増額になったことから、地方債の限度額を9,980万円減額し、4億6,270万円とするものでございます。

以上が、平成20年度一般会計補正予算（第6号）の主な内容でございます。これで、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案どおり承認されました。

報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第3号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由としまして、療養給付費等負担金、財政調整交付金及び高額療養費、共同事業交付金などの収入金額の確定に伴う補正の必要が生じたため専決処分をしたものであります。次のページをお開きください。23ページになります。専決処分第3号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,947万7,000円を追加し、予算の総額を29億2,314万8,000円とするものであります。29ページをごらんください。

初めに、歳入の主なものからご説明いたします。1款国民健康保険税1項1目の一般被保険者国民健康保険税635万2,000円の補正、増額補正となっております。これは、医療給付費分の滞納繰越分を増額補正したものであります。2目の退職被保険者等の国民健康保険税では64万6,000円の増額補正となっております。

次に、3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等の負担金ですが、1,859万8,000円の減額補正となっております。これは、療養給付費支払いの実績に基づく減額となっております。

次に、3款2項1目の財政調整交付金7,726万円の増額補正となっております。実績見込みに伴う増額となっており、内訳としましては、一般被保険者療養給付費が5,538万5,000円、老人保健医療費の拠出金が458万3,000円、後期高齢者支援金分が177万8,000円、介護給付金が451万4,000円、特別調整交付金としまして1,100万円と。増額の内容となっております。

次のページ、4款1項1目の療養給付費の交付金は250万4,000円の減額補正となっております。これは、退職被保険者等の療養費の実績に伴うもので、社会保険診療報酬支払基金の方からの交付分を減額するものであります。

次に、6款県支出金2項1目の県財政調整交付金は1,407万1,000円の増額補正となっております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業交付金は859万円の減額補正となっております。内容

としましては、保険財政共同安定化事業交付金の内容ですけれども、これはレセプト1件当たり30万円以上の療養費に係る部分の減額となっております。

9款2項1目の一般会計繰入金は986万の増額補正となっております。内訳としましては、出産一時金の繰入金、それから4節の国保財政安定化支援繰入金974万3,000円となっております。

次に、11款2項の雑入でございます。1目の一般被保険者第三者納付金、これは納付者が6名ということで53万6,000円の増額補正となっております。

次に、33ページへお進みください。失礼しました。最初に32ページ、歳出の部分でございます。1款、2款とも収入の確定に伴う財源補正の内容となっておりますので、こちらの方は説明を省いて、33ページへお進みください。33ページです。

2款2項1目、一般被保険者高額療養費に162万円の増額補正となっております。次に、2款4項1目の出産育児一時金、こちらは114万の減額補正となっております。出産一時金の支払内訳としましては、35万円の一時金受給者が20名、制度改正に伴う38万の一時金の受給者が6名と、合計26名に対する出産一時金となっております。

次に、34ページの一番下段をごらんください。9款1項1目の財政調整基金積立金に7,899万7,000円の増額補正となっております。合計7,915万3,000円は財政調整交付金への積立金となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 報告第4号についてご説明いたします。

専決処分の理由としましては、老人医療費国庫負担金及び老人医療費の県支出金の確定等に伴い、補正をする必要が生じたため専決処分をしたものであります。

次のページをお開きください。専決処分第4号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第3号）ですが、今回の補正に伴う予算の総額に増減はございません。

41ページへお進みください。初めに、歳入からご説明いたします。2款1項1目の医療費国庫負担金、補正額1,341万5,000円。次の、3款県支出金、1項1目の医療費県負担金273万の増額補正。この2款3款の合計額が、1,614万5,000円の増額となっております。この増額分を、4款1項1目の一般会計繰入金1,614万5,000円を減額補正するものであります。

次のページをお開きください。42ページです。歳出になりますが、先ほど説明しました歳入の確定に伴う財源補正となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案どおり承認されました。

報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第9、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 報告第5号についてご説明いたします。専決処分の理由としまして、高齢者医療制度円滑運営事業国庫補助金確定に伴う補正を専決処分をしたものであります。

次のページ、44ページになります。専決処分第5号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)でございます。こちらも今回の補正では、予算の総額の増減はございません。

次に、49ページをごらんください。初めに、歳入からご説明いたします。3款繰入金1項1目の一般会計繰入金を400万の減額補正を行うものであります。この400万の減額を7款1項1目の高齢者医療制度円滑運営事業補助金で400万を増額するものであります。この財源としましては、国庫補助金が10分の10という事業でございます。

次に、50ページをお開きください。歳出になります。先ほどの歳入の確定に伴う財源補正となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は原案どおり承認されました。

報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。専決処分第6号により、南部町町税条例等の一部を改正する条例を平成21年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。処分理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）、地方税法施行

令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第36号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

53ページをお開き願います。南部町町税条例の一部を改正する条例、条例番号は第15号でございますけども、今回の改正については、1条、2条、3条、4条と4段階で改正しております。

まず、1条の南部町町税条例の一部改正でございますけども、南部町町税条例（平成18年南部町条例第64号）の一部改正を行っております。内容でございますけども、第28条第4項から一番下の63条中の改正まで、これについては法律、政令、省令等の改正に伴う条項等の整備でございます。

次のページをごらん願います。6行目、65条の次に次の1条を加えるということで、65条の2が加えてあります。これは、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴って、その申告義務を規定したものでございます。土地については1号を申告する。家屋については2号、3号を申告する。償却資産については4号、5号を申告するということになっております。

次、第66条及び附則第15条の2は法律等の改正に伴う条項の整備でございます。

次に、一番下から3行目の第15条の2の2でございますけども、これは町民税における住宅ローン特別税額控除を創設したものでございます。内容につきましては、平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年まで居住した方について、所得税の方で控除しきれない分を住民税で住宅借入金控除を控除するものでございます。

次に、附則第16条第2項から附則20条まで、これは法律等の改正に伴う条項の整備でございます。

次のページをごらん願います。56ページですね。第22条の改正でございますけども、これは固定資産税における地価の下落修正の特例を平成23年度まで延長するものでございます。

次に、附則の第23条でございますけども、これは宅地等の負担調整措置を平成23年度まで延長するものでございます。負担調整措置率は5%となっております。

次に、附則第25条の改正でございます。これは農地の負担調整措置を平成23年度まで延長するものでございます。負担調整率については改正前と同率でございます。水準が0.9の場合1.025、0.8から0.9未満は1.05、0.7から0.8未満は1.075、0.7未満は1.1の負担調整となっております。

次に、附則第31条第1項から33条第3項第2号までは法律の改正に伴う条項の整備ございま

す。

附則34条第1項の改正でございまして、これは特定土地の長期譲渡所得の特例控除1,000万円が創設されまして、これを長期譲渡所得に係る町民税の課税特例に加えたものでございます。これは、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに売買等で土地を取得して所有期間5年を超えたものを譲渡した場合には1,000万の控除があるというのが創設されたものでございます。

次のページをお開き願います。附則第35条第1項から一番下の附則45条の2まで、これは法律等の改正に伴う条項の整備でございます。

次のページをごらん願います。第2条、ページは58ページでございます。第2条の改正でございます。これは、南部町町税条例の一部を改正する条例の改正ということですね、附則の19条の第7項の改正、これについては条項等の整備でございます。

2項の法附則第15条の7第1項の住宅について、これは認定長期優良住宅の固定資産税の減額適用を受けようとする者が、すべき申告を規定したものでございます。

次に、第3条でございますけども、南部町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正、これについては、平成20年の5月に改正した部分の附則等を改正しております。これも、法律の改正に伴う条項等の整備でございます。

次のページ59ページをお願いします。真ん中より下の第4条でございますけども、これも南部町町税条例の一部改正する条例の一部改正ということで、これは寄付金の改正をした時のものをまた法律の改正に伴って規定を明確にしたものでございます。

次、附則でございますけども、第1条は施行期日を定めたものでございます。

次に、第2条は町民税に係る経過措置、61ページでございますけども、これについては住宅借入金等特別税額控除の規定は22年度以後の町民税について適用する。21年度までは従前の例によるものでございます。

第3条の固定資産税に関する経過措置でございますけども、これは21年度以後の固定資産税について改正の額が適用し、20年度までは従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） だいた、法整備というふうなことでございますけども、私、簡単に今ま

で、これから納税義務者に納税額が増になるというふうな事がこの改正によって整備によってあるのかどうか、そのところをひとつだけ聞きたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 宅地の負担調整措置がございますけれども、5%ですね、それはまだ本則、100%課税していないものがあるんです。それについてはだいたい税額60万くらいふえるのかなと。農地と山林については100%課税です。宅地の場合は80%課税になっています。商業地区は70%課税です。地価が下落していますので下がった時は下がったものでやるという形です。20%にいったない部分については20%、最低限20%で課税しますという形になっています。今の負担調整でかかる場合は大体60万くらい、宅地がですね、ふえる方があるのかなと。これはあくまでも20年度の概要調書から試算したものでございます。

後は、上場株式の配当等の課税の期限、これらについては引き続き延長するものでございますので、ふえるものはないと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今、説明されましたけども、地方税法等の一部を改正する条例であります。自治体といたしましては、どのような点が豊かになると言いますか、税収を見込まれるように働くのか。また、町民にとって先ほどと同じ内容になるのでしょうか、町民にとってより重い負担になる点、軽減される点はどういうところでしょうか。

また、地方税法は一度説明されただけでは理解できない点が多いと思われませんが、説明資料など出していただくことはできないのでしょうか。質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 今回の改正でございますけども、現在の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会を実現するために改正されております。地方税法はですね。そういった観点から増額となるものは先ほど言いました負担調整の関係の部分だけと思っております。

住宅ローンについては、今まで税源移譲部分を軽減するという形でいましたけども、今度からは住宅借入金控除額を所得税で控除しきれない部分を控除するという形になります。

土地についても、先ほど申し上げましたように1,000万の控除が創設されております。

後は、社会医療法人の救急医療確保事業に供する固定資産も非課税措置が講じられておりまして、本町では1件見込まれています。

農地の負担調整については増減がないと、本則課税でございます。固定資産税の地価の下落につきましては、その年の地価の動向によりまして、それを反映させるということになりますので、まだ現在では見込めない状態でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 国の方の動向を聞いておりますと、なにか2011年度から消費税増税になるような内容になっている法律改正も関連法案として出されたといっておりますが、地方自治体にとってはどのように感じておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 消費税法の関係につきましては、まだうちの方にはなにも改正とかは入っておりません。消費税が変わった場合に影響を受けるものは地方消費税、1%ありますけども、その辺についてもまだ全然情報は入っておりません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて討論を行います。国の2009年度予算と関連法は3月29日夕刻成立いたしました。関連法2011年度からの消費税増税にレールを敷く2009年度税制改定などが盛り込まれております。2009年度予算関連4法の一つに地方税法等の一部を改正する法律が含まれております。この法律に反対の態度を示しております。経済悪化から国民の暮らしを守る三つの政策転換を提起しております。1、大企業の雇用責任明確化。2、社会保障費の削減から拡充へ。3、消費税増税計画の中止です。地方税法等の一部を改正する法律へ国会で反対を示している関連により反対するものであります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。よって、報告第6号は原案どおり承認されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

.....
報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第7号、専決処分をした事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。南部町国民健康保険税条例の一部改正する条例を専決処分第7号により平成21年3月31日に専決処分したものでございます。処分理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要性が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

ページの64ページでございますけども、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、条例番号は第16号でございますけども、南部町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというので、改正内容を申し上げます。

まず、納税義務者である世帯主の前年度の所得の状況に著しい変化がある場合に当該納税義務者を減額する措置、これは2割軽減の場合に前年度の所得で判定しますけども、当該年度で所得があった場合は軽減しなくても良いという規定があるんです。これを廃止する。だから軽減が拡大されたということでございます。

次に、特定土地の長期譲渡所得の特別控除、先ほどの町税条例で申し上げましたけども、1,000万の控除があります。これを、国保税でも1,000万控除して適用しますよと。だから1,000万安くなりますよということです。

後は、上場株式に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除後で国民健康保険の所得割及び軽減を判定すると。今まで、通算がなかったんですね。例えば、配当で赤になっても、譲渡でそれらを通算してですね、赤字の場合は通算して安くして、国保税を算定しますよと。そういう内容でございます。これにつきましては、平成22年4月1日から施行すると、そういう形になっております。ただしですね、1,000万円控除の部分につきましては平成22年4月1日から施行しますよと。あと損益通算については、平成22年1月1日から施行します。そういう施行になっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今の説明で2割軽減の話がありましたけれども、これは個人が申請しなければならぬものなのではないのでしょうか。また、こちらの方から対象者にお知らせがいくものなので

しょうか。

そのほか今の説明からより重い負担になる住民の、国保加入者の負担になる点はないのでしょうか。それとともに国保税の方の減収になる、町に入る税金の減収になるという項目になるのかならないのか。その点を詳しくお知らせしていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えします。

2割軽減につきましては、従前、申請主義でございましたけども、現在は該当する場合にも税務課の方で軽減をするという形に変わっております。従って、該当する方については全員がなるということでございます。

次に、負担でございますけども、減税の改正によりまして負担はふえるものはないと思っております。

それから、税収の減でございますけども、譲渡については21年、22年に取得した方が5年以上持ったものを売るということで、7年とかそういう以降になってきますので、現在のところは影響がないものと思っております。

あとは、株式の損益通算でございますけども、これについても対象者がほとんど少ないですので、税収には影響がないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今回の議案の説明は大変わかりやすいところもありましたけれども、先ほどと関連いたしますけれども、議会で説明する今話されたような内容の文書を議案配布と一緒にいただけないものなのか。ご検討していただけることはできないのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） それにつきましては、検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて討論を行います。地方税法等の一部を改正する法律に対して反対の態度を表明しており、当町議会におきましても、反対と表明するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。よって、報告第7号は原案どおり承認されました。

報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第8号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。専決処分第8号によりまして、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成21年4月1日付で専決しております。

専決処分の理由といたしましては、関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成21年3月31日総務省令第40号）でございますが、この中で企業立地の促進等に係る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等に定める省令が改正されておまして、これが平成21年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条例を改正する必要性が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

68ページをお開き願います。南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、条例番号第17号でございますけども、内容でございますけども、過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正の内容でございますけども、課税免除適用期限を平成22年3月31日まで1年間延長したものでございます。

次、承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正でございますけども、課税免除の企業立地期間に係る基本計画の同意の日の期限を平成23年3月31日まで2年延長したものです。南部町はもうこれ以前に計画が同意されておまして、現在のところは南部町が影響があるのは、過疎地域については、過疎は南部町全域でございますけども、軽減になる部分はあくまでも名川地区だけでございます。これは特別償却の規定がありまして、その部分ということでそういう規定があつてここについては1年間延長されますよと、この企業立地についてはということです。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今、名川地区のみあてはまるところがあると言っていましたけども、具体的には何件ということができるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） ここに企業が来た場合に、固定資産税の免除を3年間しますよということでございます。従って、何件来るのか、実際来ないと免除にならない。その来るのが22年3月31日までに来た場合はやりますよということでございますので。そういうことです。
以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は原案どおり承認されました。

報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第9号、指定管理者の指定について（南部町名川りんご集出荷貯蔵センター）を議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。処分理由でございますが、南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの指定管理者となっておりました南部町名川りんご集出荷貯蔵センター管理組合が、農協合併により平成21年3月31日をもって解散したことに伴い、新たに指定管理者を指定する必要性が生じましたが、指定管理者に指定する農協が4月1日に新設することから、指定に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分第9号でございますが、専決処分は平成21年4月1日に行っております。次のページをお開き願います。公の施設の名称でございます。南部町名川りんご集出荷貯蔵センター。施設の設置場所、南部町大字平字上ノ山32。指定管理者となる団体の名称ですけれども、八戸農業協同組合。指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は原案どおり承認されました。

報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、報告第10号、平成20年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 72ページでございます。報告第10号、平成20年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、地方自治法の規定により、次のとおり調製したので、これを報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成20年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、事業名、翌年度繰越額等についてご説明申し上げます。

2款1項、事業名、定額給付金交付事業、翌年度繰越額3億5,742万3,000円。同じく2款1項、事業名、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、翌年度繰越額4億1,313万8,000円。3款2項、事業名、子育て応援特別手当給付事業、翌年度繰越額1,425万8,000円。8款2項、事業名、町道整備事業、翌年度繰越額1,429万7,000円。10款7項、事業名、給食センター建設事業、翌年度繰越額4億1,737万円で、五つの事業の合計の翌年度繰越額は12億1,648万6,000円でございます。これは、平成20年度南部町一般会計補正予算第5号と先ほど報告いたしました専決処分第2号平成20年度南部町一般会計補正予算第6号により措置いたしました繰越明許費について、これまで調製した繰越明許費繰越計算書を地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

また、併せて翌年度繰越額の財源内訳等も確定いたしましたので、併せて報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第10号を終わります。

報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第15、報告第11号及び日程第16、報告第12号を会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第12号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 74ページでございます。報告第11号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

次のページをお開きください。計算書でございますが、1款下水道建設費1項公共下水道建設費、事業名は公共下水道事業でございますが、1億2,854万円のうち2,102万1,000円を21年度に繰り越すものでございます。

次に76ページをお願いいたします。報告第12号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてご説明をいたします。次のページをお開きください。継続費の繰越計算書でございますが、1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道事業でございますが、これは20年、21年度、両年度にまたぎまして6億円の継続費を予定していたものでございますが、20年度では1億981万5,000円を計上してございます。そのうち4,263万円を支出見込額として、残額の6,718万5,000円、これを21年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第11号及び報告第12号を終わります。

議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、議案第57号、工事請負契約の締結について（南部町立向小
学校屋内運動場耐震改修工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 78ページでございます。議案第57号、工事請負契約の締結につい
て南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、次のとおり
工事請負契約を締結することについて、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございま
す。

提案理由でございますが、南部町立向小学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約を締結するた
め、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。1、工事の表示でございますが、名称、南部町立向小学校屋内
運動場耐震改修工事。場所、南部町大字大向地内。請負代金、5,250万円。契約の相手方、南部
町大字高瀬字上宮野24-1、株式会社四戸興業、代表取締役四戸肇。

今回の落札率は、94.5%でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 工事請負契約の締結について質問を行います。

まず、指名業者名、落札額、予定価格、今落札率は、94.5%とお話いたしましたけれども、そ
の落札率は除いても、算定について質問するものであります。

また、指名業者はどのような内容から指名なされたのでしょうか。7社にとどまっております理由はどうしてでしょうか。第1点、質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 指名業者につきましては、株式会社松本工務店、株式会社夏堀組、有限会社石橋工業、有限会社米内新建設、山田建設株式会社、株式会社四戸興業、工藤建設工業株式会社でございました。

予定価格につきましては、税抜きで5,290万円でございます。

入札業者を7社とした件につきましては、指名審査会におきまして適正なる審査の結果、7社ということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 落札率が94.5%というのは、これはだいぶ高いと思いますけれども、もう少し低く落札される時もありますが、この点はどのように考えておられますか。

また、工事内容も耐震工事ということですが、どのようなことがなされるのでしょうか。

また、その期間中、子供達はどのように過ごされるのか、その様子もお知らせしていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 「落札率が94.5%は高いのではないか。」ということのご指摘でございますが、予定価格を公表してございますので高いとは認識してございません。

また、学校等の運営に関しましては、学務課長の方から答弁していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 耐震の内容ですけれども、プレスという三角といいますか、支える

のが主な工事の内容になります。

学校の子供達については、今業者が決まりましたので学校と協議して対応を検討していくということになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） これは関連で伺いたいんですが、多分、この事業というのは繰越明許費に計上した地域活性化・生活対策臨時交付金事業の一部を活用しての事業じゃないかと思うんですけども、この公共施設の耐震化の補強工事といいますか、こういうのは今の臨時交付金事業でもってある程度、町内の公共施設というのは達成されるのか、まだまだ公共施設の耐震化というのはお金がかかるのか、その辺の見通しをまず一つ知らせていただきたいということと、多分こういう景気対策で臨時交付金が出てくるというのは、単年度というか一時的なものだと認識しておられるのか、もうちょっと景気の状態を見ても来年あたりまであと何回か期待されると認識しているのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 公共施設の耐震化がこれで落ち着くのか、今後も続くのかということが第1点でございますが、今回の生活対策臨時交付金の中では学校施設を中心として実施していくわけでございますが、それ以外にも全部が全部進んでいるのかということであれば、耐震化をするその施設の建物の建築年度というのがございますので、それらを勘案しながら進めて参ることとなると思います。

また、「これらの臨時交付金につきましては、今回限りではないのか。」ということでございますが、今、国の方では21年度の15兆円の補正予算ということの中に、地方財政に関する1兆円分というのも含んでございますので、その中でどういう事業がこれからできていくのかということも国の補正が決まり次第、検討していくこととなると思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第18、議案第58号、平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 80ページでございます。議案第58号、平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)でございますが、平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を95億6,200万円とするものでございます。

86ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費でございますが、19負担金補助及び交付金でございますが、200万円を追加するものでございます。

今回の定額給付金に係る商工会発行のプレミアム商品券につきまして、現在1,000セット分を当初予算に計上してございましたが、今回それに引き続きまして2,000円分を追加する1,000セット分を追加するものでございまして、これを今回補正するものでございます。

これに充てる財源といたしましては、財政調整基金を充てるものでございます。

以上でございます。

- 議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） プレミアム商品券に関連しまして、定額給付金のことですけれども、町長の提案理由の説明の中に申請が9割ということでありましたけれども、残りの1割はどういったことで申請されないのでしょうか。

- 議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

- 企画調整課長（奥瀬敬君） ご説明をいたします。

受付期間が6ヵ月ありますので、10月までまだ期間がありますので、たまたま町長が提案理由でご説明したのが住民の利便を考えて一斉受付を34ヵ所でしましたけれども、それらを含めて今92%でございます。ですから、10月までまだ受付がありますので、今も窓口というよりは返信用封筒が入っておりますので、郵送で今ちょくちょく申請が届いてございます。

以上でございます。

- 議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） 非常に他町村の方ではこのプレミアム商品券を希望する方々が殺到して、2日か3日ぐらいでもう全部完売というような状態なんです。今回の補正でもって2,000万のプレミアム商品券が発行されるようなことになるんですが、これからも、もし町民の方からそのような希望、町民からの希望というようなことではありませんけれども、そういうふうな売れ行きが早ければまた追加をするようなことがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

- 議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

- 企画調整課長（奥瀬敬君） 追加発売の件ですけれども商工会の考えとしましては、第2弾、

今補正予算でお願いしていましたが、売れ行きを見てもということで住民の評判いいしと、今回1回目が今日から発売してましたが、今日は1回目の振り込み日でございます。商工会では、29日ごろまでには売り切れるんじゃないかなということで第2弾をお願いしたわけございまして、商工会では、またその第2弾の売れ行きを見ながら第3弾を考えていきたいということで、町としましては町長と相談をし、財政課と協議して、限度額を5,000万のプレミアム商品券、町の補助金としては上限として1,000万までは町で補助していくということで町長から了承でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第21回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご議決、ご承認を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

さて、建設を進めております学校給食センターにつきましては、当初の計画より完成が遅れはしたものの、いよいよ今年の夏休み明けから給食を提供できる予定となっております。給食センターの稼働に当たっては、衛生管理を徹底し、安全な給食を提供することはもちろんですが、給食を学校教育の一環としてとらえ、美味しく、楽しく食べられるような給食が提供できるよう、万全の準備を行いたいと考えております。

また、冒頭でも触れました定額給付金につきましては、町の景気回復への効果が期待されているところでありますが、御存じのとおり、本町の誘致企業であります「富士通メディア デバイス プロダクツ」の工場本社移転が報道されるなど、町内の経済、雇用情勢等は大変厳しいものがあると認識しております。

つきましては、必要な対策や実施可能な施策について、議員各位のご意見を賜りながら、厳しい財政状況の中ではありますが、必要な経費等につきましては、今後また県とも相談をしながら対応して参りたいと考えておりますので、議員各位の更なるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本臨時会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で第21回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義弘

署名議員 根市 勲

署名議員 松本 陽一